

## 平成28年度明石市特別職報酬等審議会

### 第3回審議会

日 時	平成28年7月26日（火） 午後2時～午後3時1分まで	
場 所	明石市議会大会議室（市議会棟2階）	
出席者	委員	佐々木弘会長、柴田達三委員、伊賀文計委員、衣笠泰博委員、澤田瑞顕委員、高橋一栄委員、田中文雄委員、松原由美子委員
	市	中島真総務部長、横田秀示職員室長兼人事課長、久保井順二労務・給与制度担当課長、長谷川裕之人事課給与係長、小中規義人事課主任
審議事項	市長をはじめとする明石市特別職の報酬等のあり方について	
配付資料	・平成28年度明石市特別職報酬等審議会意見申出書（骨子案） ・第3回 追加資料①、②	
事務局	明石市総務部職員室人事課	

開会 午後1時55分

○事務局 本日は、皆様お忙しい中、明石市特別職報酬等審議会に御出席いただき、まことにありがとうございます。本日、前回に引き続き進行役を務めさせていただきます、人事課労務給与制度担当課長の久保井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会につきまして、委員11名のうち8名の御出席をいただいておりますので、明石市特別職報酬等審議会規則第6条第2項の規定により本会議が成立していることを、御報告させていただきます。

あわせて、本審議会につきましては、公開となっており、傍聴される方につきましては、後ろの席にて傍聴されることとなりますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議に移らさせていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

○佐々木会長　今日は3名欠席ということですが、一応、第3回の審議会で、「今日で最終」というふうに前に申し上げておりますが、今までいただきました委員のみなさんの御意見等々を反映して、事務局と相談をし、ちょっと時期的には初めに申した予定より少々遅くなったのですが、「意見申出書（骨子案）」を取りまとめさせていただきました。みなさんのところには、「意見申出書（骨子案）」を、締め切りをきって、御意見があればお願いしますという感じで、事務局からすでにお送りしていただいていると思います。それについて、何名かの委員から、御意見が事務局に戻ってまいりました。それを整理し、今日、お手元のところに「追加資料」として配布していると思います。委員から、こういう意見がございましたと、そのあたりを事務局から説明していただいて、できれば1つ1つこの場で、さらにみなさんから御意見があればいただいて、本日ここで確定できるものは、この場で確定をしていきたいと考えております。お手元の「追加資料①」がそうですね。

それでは早速ですが、「追加資料①」、何名かの委員からいただいている御意見について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局　失礼いたします。お手元に配付させていただいております「追加資料」につきまして、まずは御説明をさせていただきます。

「追加資料①」につきましては、このたびお送りさせていただきました「意見申出書（骨子案）」につきましての御意見をまとめさせていただいたものでございます。

次のページ、「追加資料②」につきましては、地域手当につきましての御質問がございましたので、その説明をさせていただくものとして用意させていただいたものでございます。

それでは、まずは順番に1枚目から説明をさせていただきます。

「意見申出書（骨子案）」につきまして、御意見をいただいたところは、5ページ目の「附帯意見」のところでございます。左側が「意見申出書（骨子案）」でお送りさせていただいたもの、右側が意見を頂戴したところということで、左と右で見ていただけるようになっております。その「附帯意見」について意見がありましたのは、まず「附帯意見①」でございます。「報酬等のあり方を決める抜本的な考え方について」の項目で、「これまでの附帯意見でも述べてきましたが、市の財政状況や人口規模、市民感情も含めて総合的に判断できるような、これまでの考え方を抜本的に改めるようなルールづくりについて」御意見がありましたのは、ここに「早期の課題として」という文言を入れて、「引き続き検討を進めなければならないと考えます。」という御意見をいただきました。「早期の課題として」という文言を入れてはどうかという御意見でございます。

それから、「附帯意見②」、「附帯意見③」については、御意見はございませんでした。「附帯意見④」につきましては、2つの御意見がございました。

まず、1つ目でございます。「附帯意見④」につきましては、一般職の給与水準について述べているところです。「特別職及び議員の報酬額の参考となる一般職の給与水準について、昨年度から一定の改善が図られていますが、依然として国家公務員を上回っていることから、今後も引き続き、ラスパイレス指数を」、「意見申出書（骨子案）」では「100以下にする」という文言でお送りさせていただいたのですが、御意見としては、1つ目「100に近づける」取り組みを今後も鋭意進めるべきであると考えますという御意見をいただきました。それから、もう一つの意見につきましては、このラスパイレス指数を「100以下にする」取り組みを、今後も「鋭意」というところを「加速して」または「より一層」進めるべきであると考えますというふうな御意見を頂戴したところでございます。

いただきました御意見につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○佐々木会長　　ありがとうございました。「追加資料①」、左にたたき台というか「意見申出書（骨子案）」がございまして、それに対するみなさんから頂戴した幾つかの御意見をここに、アンダーラインを付して記してもらっております。

1番上からいきますが、5ページ目の「附帯意見①」にかかわるところ。ここについて、「早期の課題として」というのを入れたらどうかという御指摘、御意見であります。私も個人的にはこれで結構ではないかと思えます。何か御意見があったらみなさんからまたお尋ねをいただきます。それから、「附帯意見②」については特に意見はない、これでよろしいと。それから、「附帯意見③」についても、たたき台のとおりでよろしいということかと思えます。それから、「附帯意見④」については、たたき台が「100以下にする」というふうに書かせてもらっているのですが、「100に近づける」という表現のほうがいいのではないかという御意見かと思えます。これも個人的には、私もこちらのほうがベターかなと思えます。

それから、一番下のほう、今後も「加速して」または「より一層」進めるべきであると考えている話です。これも、今、「たたき台」には、「鋭意」と書いてあったところですが、そここのところを、むしろ「加速して」か、または「より一層」というふうに表現を改めたらどうかという御指摘でございます。これについては、個人的には、私は「より一層」ぐらいが、やわらかい表現でいいかなというふうに思います。

以上の御指摘について、こういうふうに改めたらどうかということで、もしよろしければ、非常にありがたいと、これで結構なのではないか、というふうに思っておりますが、何かこれについて特に御意見ございましたらお願いいたします。

○E委員　　ラスパイレスの修正案ですけど、「100に近づける」というのは、上から近づけるのと下からいくのとがありますよね。この意味では、上から近づけるといって感じでしょうか。

○C委員 当然、今が上ですからね。

○佐々木会長 ほかの委員の方どうぞ。

○F委員 今の関連で、私も、会長がおっしゃったように、実際、地域手当も若干変わったし、さらに努力する方向で、「100以下にする」というよりは、まずは「100に近づける」という表現でまとめやすのではないかなというふうに思います。

○佐々木会長 ありがとうございます。ほかに、どうぞ。

○G委員 すばらしい文章で、私は何も意見はないですけど、きのうインターネットで泉市長の記事が出ていたんです。その中で、「子供は『かぼん』じゃない」というようなことを書かれていて、子供の貧困対策をするつもりはないと書かれている。その文章の中で、財源はあると気づいたきっかけが書かれていて、「お金はある。むしろ余っています。」というような文言があるのですね。それが、すごく気になって。お金はあると書かれていて。

○A委員 いや、お金がありますというのは、どこにお金があるのか。

○佐々木会長 お金のありかということですか。

○G委員 いや、それが、そのお金がどこにあるのかなと思ったんです。

○佐々木会長 事務局から説明はありますか。

○事務局　市長の真意は、よくわかりかねる部分もあるのですが、まだいろんな事業を市でも展開しておりますけども、どれも必要なのですが、緊急性・必要性の中で高いもの、低いものはあると思います。市長の考えの中で、多分、低いものがあるのだという意識を持っておられる分野があるのではないかとこのように推察はします。これはあくまで推察でございますので、具体的にこれがというものは持ち合わせておりません。

こんな答えしかできませんけども、御容赦願いたいというふうに思います。

○佐々木会長　G委員からの市長への質問は、また後で。

○F委員　文章に入る前に、議会との関係があるので、ちょっと2点ほど聞きたいのですけども。

1つは、政務活動費の関係がちょっと話題になっているのですが、明石市の直近の状況はどうなっているのかということが1つ。それから、つい最近いろいろ情報の中で、議会の中で前議長を控訴するとかという裁判沙汰の問題が出たような感じがするので。そこはできたら、議員の関係なのでお教えいただければなというふうに思います。

○佐々木会長　2点御質問がありました、どうぞお願いします。

○事務局　まず、1点目の政務活動費ですが、明石市につきましては、月8万円が出ております。各会派で執行しており、会派によって執行状況は多少違いますが、おおむね全体2,880万円ほどの収入に対し、残金が約560万円、これだけ残した形で執行をしているという状況でございます。8万円ですので、県議会とか神戸市議会と比べたら相当低いのではないかとこのように思います。

それから、2点目の代表者会における議会内の問題ですけども、これにつきましては、先般、神戸地裁に一定の会派から訴訟が提起され、現在、国家賠償法でございますので、市が被告とならざるを得ないという法制度の仕組みになっております。このため、外部の弁護士に現在依頼をして、今後の対応をしていくというところでございます。

○佐々木会長 「というお答え」ですけども、F委員よろしいですか。

それでは戻って、先ほどの文章のことですが、何かございますか。D委員、あるいはC委員、もしあれば。

これでよろしければ確定したいと思います。

○D委員 この「附帯意見①」ですけど、「早期の課題として」と。全て早期の課題になるんですけど。ここだけにつけるのがいいのか、ほかはいいのか、となっても困るんですけどね。全てをちょっとゆっくり考えているみたいな気がしますので、「早期の課題として」を、もう全てにつけてもらいたいぐらいです。

○佐々木会長 わかりますけども、この「意見申出書（骨子案）」を書いた者の一人としては、事務局と私に責任があるんですけど、ここには「早期の課題」と、やっぱりこの「附帯意見①」のところの抜本的な考え方というのが一番難しいですよ。新しいルールづくりだから。そこで、ここには、あるいはここにだけっていうか、「早期の課題として」と、入れてもらってもいいのではないかなと思ったのです。

あってはいけないってことではないですよ。

○B委員 私は、委員長のおっしゃったようなこととおさめたらと思います。

○C委員 「100以下に」というのがきついのであれば、「100を下回るように」というような言い方にしたらどうですかね。

○佐々木会長 一気に下になってしまいますね。お気持ちはわかりますけど。

E委員が、この辺ではあんまりこだわらないよ、と言ってくださっていますから、この「100に近づける」ぐらいでおさめてもらったらありがたいと思いますけど、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、文章の問題としてはこの辺のところ、我々の3回分の取りまとめ、「意見申出書」ですね。これについての意見については、このような形でおさめさせていただきたいというふうに思います。後でまた、事務局で最終的なものをつくっていただいて、みなさんのところにまた後日お送りをし、再確認をしていただければありがたいというふうに思っています。

それでは、ほかに何か、この際、御質問がさらにあれば、承っておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。何かありますでしょうか。

○E委員 「追加資料②」は、地域手当にかかわる話ですよ。地域手当の中身がよくわからなかったの、質問をしたのですが。

要は、地域手当というのは条例を見ますと、給与と、それから管理職手当と扶養手当を合算したものに、100分の6を掛けているのですよね。管理職手当というものの中身がどういうものかというのと、扶養手当もですが、企業では、扶養手当はあるところはあるのではないかと思うのです。そもそも、地域手当というものも、本当にあるとしたら巨大な都市、東京とか川崎、横浜、それから中部圏でしたら名古屋、大阪圏でしたら大阪、京都、神戸ぐらいでしょう、あってもね。九州圏へいったら福岡市ぐらいだと思うのです。だから、明石は、その対象外なんですよ。

恐らく、これは、国に横並びということなのでしょうけど。本当にそういうことに

ふさわしいのかどうかということですよ。管理職手当と、それからその中身がちょっとわからないなど。何か残業代もそこに入っているようだとか、そういうことを言う人もいたので、よくわからない。

管理職手当は、企業でも支給されるのですが、大概、使ったら領収書とバーターですよ。後払い。だから、この計算式を見ると、もう最初から給与になっているんです。だから、議員の政務活動費と同じような扱いになっているのです。あらかじめ、もう支給してやろうと。だけど、これは私の理解だったら、その時々によって変動するものだろうと。管理職手当の中身はわかりませんから何とも言えませんけど。

○佐々木会長　事務局から説明をどうぞ。

○事務局　今の御質問につきまして、事前にお聞きしていましたので、少しだけ説明させていただきます。

公務員の給料なので、少し複雑なのですが、まず、公務員の給料には、給与月額という、いわゆる基本給というものがございます。これが、いわゆる本体の給料でございまして、その後、管理職でしたら管理職手当、それから管理職でない者については勤務時間に応じて支払われる、いわゆる残業代、時間外勤務手当がございまして。それから、お話にもありました扶養状況によって、お子さんがおられて扶養しているのでしたら幾らという、扶養手当。それから、賃貸にお住まいの方でしたら住居手当。それから、交通費等と。こういった代表的な手当と給料が出るのですが、まず、明石の給料の考え方としましては、先ほどE委員がおっしゃったように、まずは国と同じ水準で設定をしております。

国はどのような形で、基本給、いわゆる給料月額を決めているかと申しますと、毎年4月に日本全国の都道府県別の平均賃金、ただし、ここには政令市を除いています。政令市は若干高いということで、政令市を除いた各都道府県の、いわゆる給料、従業

員で50人以上、企業規模で50人以上の企業を対象に、給料を役職別に調査をします。結果、47都道府県の中で低いところから12県を一グループとして、その平均を国家公務員の給料と見比べて、毎年、人事院勧告ということで差があるのでプラスしてください、マイナスしてくださいということでやっております。国の給料の考え方は、国家公務員は全国必ずどこかにおられますので、まずは日本の中で一番低いゾーンのところの給料に合わせて、基本給を設定しているという考え方でございます。

その中で、東京に行ったら賃金水準が高かったり、沖縄でしたら、もともと低いというのがございますので、その低いところから合わせた賃金水準の格差を埋めるために、地域手当という率で、地域別に指定しているというのが、この地域手当の仕組みでございます。いわゆる基本給の地域別の調整ということで、その調整は何を見ているかといいますと、その地域のまずは民間の賃金水準を見ています。参考材料として物価を見て、メーンとして賃金を見て、調整をしていくということで、東京が一番高い20%なのですが、明石の場合は、このたび6%ということで決まっております、本市の職員につきましても、その6%を適用しているということでございます。

それから、管理職手当につきましては、先ほどもE委員がおっしゃったのですけれども、まず誰にあたりますかということにつきましては、管理職、いわゆる管理または監督する地位にある範囲の職員に対してあたります。この職員については、もちろん、その官職の職務、職責の特殊性、具体的に言いますと、夜に残業したり、土曜日、日曜日に出てきたりしても、そのお金は出ませんよというような特殊性がありまして、一方では、時間外分を支払う分という位置づけもございます。もちろん管理・監督職でありますので、そこの所属の責任を一身に背負うという職責もございます。そういった中で、この国家公務員の管理職手当というのは、まずはその責任、職責の重さ、それから職務の特殊性と、それからいわゆる時間外の勤務、残業がつかない部分でも管理職については上司から命ぜられて行うというよりは、みずから進んでやる職責でございまして、そういったところも踏まえて、当初より手当の一種として位置づけ

られたものでございます。

管理職手当についての考え方につきましては以上でございます。

○佐々木会長　　今のお答えを受けて、さらに何か時間の変化っていうか、時の流れとともに変化しなくてもいいのかどうか、というようなこともお聞きしたいみたいなことを、先ほどちょっとおっしゃっていたのかなというふうにお伺いしましたが。

○E委員　　今の説明だと、管理職の方は、残業とかしても給料が出ないから、その埋め合わせをするという理解でいいのですか。

○事務局　　その部分と、いわゆる職責、職務に応じた分を、今の国の考え方は給料表のいわゆる基本給では補えない部分を調整として、その部分を含んでいるという考え方でございます。

○E委員　　これは、交際費とかはどうなのですか。

例えばどっかに出て、それはまた別途でしょうか。

○事務局　　全くございません。交際費は、ございません。

税法上で言いますと、サラリーマンは65万円というのが定額で決まっていますので。

昔は神戸市なんかでも、うちでも、民間のように、公務員には交際費はあったんですけども。

○E委員　　わかりました。そうしたら、そういう残業とかを埋め合わせするのだと、国の考えはあるのでしょうか、埋め合わせをするのだということ、ある程度想定

して、渡しているわけですね。

○事務局 職責に応じてです。

○C委員 私が現役のときは、管理職手当が残業代に見合うかいうと、残業代のほうがよかったんです。恐らく、今のみなさんは、そうだと思います。だから、あくまでも職務手当的な感覚で。ある程度の年数がたっていくと、若い人が管理職になりたがらない。残業代がつくほうが良いというような考え方の人も結構出てきているのも事実なのですが。だから、私は残業代相当とは絶対考えられないと思います。

それと、交際接待費の場合は、公務員の場合はわかりませんが、民間の場合は給料とは全く別で、あくまでも申請で、例えばいくら以上使う場合は、事前に上司の承認をとって使うという形だったんです。その前はやりたい放題みたいな、バブルのときはですね、あったのは事実だと思いますけども、昨今は事前申請ですね。

○E委員 多分、企業は、ある程度枠をつくっておいて、例えば、月何十万、20万とか30万とかつくっておいて、そこまで使っていいみたいになっているわけです。

○C委員 税務上の問題になりますからね。

○E委員 だから、今、C委員が言ったみたいに、むしろ残業したら、残業は別枠で、それは差し上げたほうが良いのではないかと私は思うのです。きちりしたほうが。例えば市民に対しても説明がつくのではないかとと思うのです。そのほうが透明化すると思うのです。

○A委員 民間企業の感覚からいきますと、管理職に残業手当を払っていたら、すごく高くつくんです。それは、もう管理職には手当をつけて、残業は当たらないよと。そのかわり、土曜日でも日曜日でも公休出勤する社員があったら、ずっと出ないといけないわけです。ひどいときは正月からもう出ています。管理職は、そうしないと、事故があったとき大変ですから。そういうのにそろばんを置きますと、それはすごく高いものがついてしまうと思うのです。管理職手当でおさえおくのが一番いい方法であると。

○B委員 管理職になると時間外の時給が高くなる。

○E委員 わかるのですが、民間は、おっしゃったみたいに管理職になったら、何もないんですよ。基本的には、ただ働きですよ。それがいいかどうかというのがありますが、それだけ民間は厳しい。

○A委員 結局、さっきお話に出ましたように、課長になりたくない、次長になりたくないというのが、やっぱり出てくるのですね。どうしても嫌だと言って、生活が成り立たないと言って。

やっぱり、そこで矛盾があるんです。

○E委員 それを言い出すと、民間じゃあどうなるのかと、こうなりますよね。民間だって同じですよ。一時ぐんと下がって、あとボーナスか何かでずっと補填していくような感じですからね。それが、公務に携わる人だけに、いいのかなと。

○A委員 市民の公僕として、サービスでやってもらわなかったら、しょうがない。

○E委員　　そこまで言うつもりはないのですが。だから、もっと効率よく仕事をする。しないと、やっぱりいけないと思うのです。民間でも、だらだらしている人もいますが、それは厳しいです。夜8時まで、8時以降は電気消すとか、もの凄い取り組みをしますから。コスト意識といたらもの凄いわけです。だから、そういうのを持っていただいて。地域手当の6%というものがどうか、もう一つわからないんですけれど。

　　というのは、この先、経済状況をいろいろ見ていると、恐らく格差が広がってきて、市民の視線が厳しくなってくるだろうと、私は見ているのです。それで、きつい局面に立たされるのは職員のみなさんですから、そのときにどうするかっていうことだけ考えておく必要があるのではないかなというふうに、ちょっとお聞きしました。

○佐々木会長　　ありがとうございました。

○D委員　　地域手当っていう言葉、これはどこの市町村に行っても、必ず地域手当ですか。そういう言葉ですか。

○事務局　　はい、そうです。

○D委員　　いわゆる管理職手当とかいう言葉は正式にはないのですか。

○事務局　　公務員の場合は、国家公務員につきましては呼び名は違うのですが、県とか市の職員にあたる給料の中では、管理職手当という言葉です。統一で、ほとんどがその言葉を使っております。

○D委員　　民間の我々から見ると、地域手当が特別に出ているような気がするのです。

各地との格差を埋めるものでしょう。管理職手当とかは、各企業によって、その企業の実力で大体設定されているから、高い低いは当然あるんですよ。時間外は、もちろんつきません。管理職手当をもらおうと非組合員になって、労働活動もできない。

そうなってくると、私のところの場合は、次長以上が管理職なのですが、もう課長でいいと、昇級試験は受けたくないと。難しい試験を受けて落とされて、何回も受けて、それで通ったあげくが、今度は時間外がつかない。

管理職になるより下のほうが、休みはたくさんとれる、時間外手当はつく、というところは給料が多いわけです。よっぽどそのほうがいいと。仕方ないから、次長の手当をまた上げましたけど。上げて調整をしないといけないということで、上げたりしましたけどね。

地域手当というもの、ちょっとぴんときませんね。

○佐々木会長　難しいですか、市民目線から見ると。

○C委員　地域手当があるというのは、先ほどの話と一緒に、例えば同一、例えば明石市内で、なぜつくらないといけないのかなと。よそとの比較でつくるわけですよね、民間とか。

我々、現役のときは全国組織の営業所を持っていましたので、先ほども話に出ていましたように、東京・大阪と比べると10%落ちが九州だと、九州の10%落ちが沖縄だと。ところが、給与の基準は一緒だから、給料は皆一緒だと。そうすると、沖縄で人を募集すると、どっと来るわけです、給料がいいから。あと何で調整するか言うと、ボーナスしかないわけです。例えば、こちらでA B C Dをつけると、できる人でも沖縄の場合はCが最高とか。それで年間のベースを図らざるを得なかったのです。だから、同じ明石市内、兵庫県で山間部と明石とは、それは違うとは思いますが、地域手当をつけずに、本給に入れておいたらどうかと。

その地域手当もボーナスの対象になるのですか。

○事務局 はい。なります。

○C委員 なるのでしょうか。であれば、本給へ入れておいたらいいのではないかなという気がするのですけど。

例えば東京で勤務されているとか、沖縄で勤務されているというのであれば、多少の差はつけないと、とは思いますが。何でそんなややこしいことをしないといけな  
いのかと思うのですけど、単純に。

○A委員 しかし、地域手当は退職金の対象にはならないのと違いますか。

○事務局 ならないです。

○A委員 計算外ですから。ですから大きいですよ。

○C委員 沖縄の事務員は辞めないですよ、給料いいから。下手すると旦那より給料いいとかになっちゃうわけですよ。本給ベースは一緒ですから、全国。そういうところで差をつけるのは、わかるのですけど。ただし、沖縄が本店という形で、こっち6%つけるとか、5%つけるというのはわかるのですけども。

○佐々木会長 ありがとうございます。

○E委員 市長は年頭の辞でこんなことを言っているのです。暮らしやすいまちづくり。5月15日の広報では、市民が誇りに思うまち、本質を見きわめる、逃げるな、

それから役所改革、市民に寄り添う、必要なことをやる、ほかいろいろありますけど。だから、基本的にこういうことに沿った運営をしていかなくちゃいけないのではないのかなと思うのです。

あと、要は、僕らが議論しているのは、あくまでも議員が本丸なのです。だから、職員のみなさんの給料が高どまりしていると、それは横並びで議員もそのまんま、たびたび議員に対する不満の声が出ているのですが。そこを変えるには、どうしても職員の給料からいかないと、もうどうしようもないのです。横並びでいってしまうから。そこで差をつけられれば本当はいいのですが、残念ながら横並びになっているので。だから、私が常々思うのは、年収1,000万円といたら、資本金が1,500億円ぐらいあって、売り上げが2兆円あって、社員が2万人ぐらいの会社相当ぐらいに匹敵するわけです。果たして明石市が、予算が一般会計と企業会計を合わせて2,000億円、職員が2,000人、負債が2,000億円ぐらいある自治体が、本当にそれにふさわしいのかということ、やっぱり私はちょっと問題提起したいなと思うのです。この「意見申出書」に盛り込む、盛り込まないは別としてね。

基本は、寄り添うべきは、市長も言っていたように、自治体間ではなくて、やっぱり地域でしょうと。市内企業の平均年収が450万円とかおっしゃっていましたが。ですから、それと同じというのはいけないでしょうけど、そういうところに、市長が言ったようなところで寄り添っていかないとだめなのではないかなという感じはします。

○佐々木会長　わかりました。一貫して、大体そういう御意見はよく今まで承りますから、よくわかります。

○C委員　私は、役所の方の給料は、もっと高くてもいいと思うのです。そのかわり、やっているというのを市民に見せてほしいのです。だから、今、E委員が言われ

ているように、どっちかと言うと逆の雰囲気で見られている場面があります。よそは1,000人でやっているよと、極端なことを言えば明石市では500人でやっているよと、そのかわり給料は倍もらっているよと、それでいいと思うのです。

やっぱり市民が納得できる、これだけやっているよと、汗水流してという形が見ることができれば、給料を上げてもいいと思うのです。だから、市長の給料も今の倍とってもいいし、役所の部長クラスも倍とってもいい。そのかわり、それだけのものを見せてほしいなという感じはします。

○佐々木会長 おっしゃることはよく理解できますけど、なかなか難しい。

○C委員 いやいや、難しくない。極端な話です。

○佐々木会長 御意見として、よくわかります。

まだ、いろいろとご意見があろうかと思いますが、先ほど申し上げたように、基本的には、前にお送りした「意見申出書（骨子案）」のたたき台に対して、「追加資料①」の右側にありますように、幾つかの点で修正をしますが、先ほど申し上げたように事務局をお願いして、もう一回文書をきれいにつくっていただきたいということ。それと、委員のみなさんのところにお送りして、再確認をしていただくという仕事がある。

それから、もう一つお諮りしないといけないのは、これを市長にお渡ししますが、今までもそうでしたけれども、私が市長の御都合、時間的な余裕のあるところを事務局を通してお聞きして、この「意見申出書」を市長にお渡しするというのがあるべき姿だと思いますが、こここのところ数年、委員のみなさんの御寛容をいただいて、直接私が渡さなくてもよろしいと、事務局を通して市長にお渡しするというやり方でもいいというお許しを受けているのですが、今回もできたら、そういうふうにさせていた

だきたいというふうに思っています。この点もよろしくお願いいたします。

もう一つは、「平成24年度の意見書」でも同じようなスタイルのものをつくっていますが、その中に、「実施時期」というのがあるのです。「いつからやるべきか」、「やってほしいか」、というようなことを書く、それと同じようなことを今回も付記しておいたほうがいいなというふうに思うのです。きれいな文章としては、今の段階では、事務局につくってもらってはいませんが、大体、趣旨としては、みなさんのご協力をいただいて、この「意見申出書」をつくったわけですから、「できるだけ早い段階で、早くから実施してほしい、というようなこと事務局にお願いをする」というような趣旨の文章を二、三行、「実施時期」として書き添えさせてもらうことで、どうかというように思います。それを先ほどの最終的な「意見申出書」をつくるときに事務局と相談をして、そういうようなものを書き添えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そういうふうにやらせていただきたいと思います。

ほかに、何かありますでしょうか。この際、この文章の中には入れられないけれど、「議事録」の中には残ると思いますが、何か言いたいことあれば、どうぞ。

○A委員 非常にもったいないなという感じがしますのは、市の職員の方々の定年をもうちょっと延長できないかなと。そして、新人を絞って、それで定年をもう少し延長できないかなと。といますのは、私、商工会議所でちょっとお手伝いをさせていただいたり、観光協会とか明石文化協会とか、いろいろおつき合いしていて、優秀なんです。それで、みなさんお元気なんです。それが、やっぱり定年で卒業されていく。もったいないなという感じです。

実は、私、3年前から同い年の方と一緒に、兵庫ゴムの年金の解散で大変な修羅場を経験したのですが、明石の74歳の方と一緒にお手伝いいただいてやったんですけど、それは見事なものです。すばらしい能力を持っています。年金は言葉が難しいし、

内容が複雑多岐にわたる。1カ月で住宅機関のりそな銀行より上になっていました、知識が。それで、ほかの社長さん連中を相手にして、言い合いをしても負けない。74歳ですよ。それを見ていましたら、もったいないなど。

それよりも傾斜で、給料がピークから下がるようにして、年金も受け取っておられるわけですから、給料は半分になってもええやないですか。それで生活していけるのですから。そこの能力をもっともっと生かす方法を、明石市として検討していく必要があるのではという感じがする。そのかわり、若手の人を採用するのを、ちょっと絞り込んでとかという形で。ちょっとC委員のお話を聞いていまして、全体的にそういう考え方もありなのかなという感じがするんです。

○佐々木会長 おっしゃるように、ある程度ベテランになってくると、経験とか能力、身体的にも割とお元気だし。

○A委員 お元気な方も、働きましようという人やったら、どんどん明石市で働いてもらったらいいと思う。

○佐々木会長 問題は、お金の話。人件費が上がっていかないで、どこかで下がればいいわけですね。

○A委員 傾斜で。

○佐々木会長 年金プラスで。

○A委員 年金プラスで、どんと2分の1にしてしまっ。

○佐々木会長　それができれば、そういう制度もありじゃないかとおっしゃる。

○A委員　そういう制度もありじゃないかと。これから、どんどん長寿の時代に入っていきますので。

○佐々木会長　「再任用」とか、いろんな制度は若干つくられてはいるのですが、A委員がおっしゃるのは、もっとダイナミックに導入せよと。その分、新人の割合が減ってくるというか、あんまり採れなくなるおそれがありますけど。

○A委員　その新人を絞ってほしいのです。それでないで、民間に人が回ってこない。

○佐々木会長　そういうことですか。なるほど、民間に。そういうことがある。

○A委員　それなりに、ニーズがありますから。

○B委員　60歳定年は、ちょっと気の毒に思いますけど。まだ能力はいっぱいあるし、確かにA委員がおっしゃるのも当然だと思います。もう少子高齢化になって、子供もあまり増えないので、そうしないとやっていけなくなると思う。

○佐々木会長　マンパワーがね。

何か御意見あれば、どうぞ。もうフリーに。

○E委員　ちょっと言い忘れたのですが、100分の6というのが、条例の中では既に見込んであるのですよね。改めて、「意見申出書」にそれを書いて出すとい

うことと、どうかかわり合いがあるのかなという気がしていたのですが。改めて、既に条例では書き込んであるのです、100分の6という数字は。だから、「意見申出書」で、100分の6はオーケーですとは言うんですけど、もう既に条例があるじゃないかということで、どういうふうに理解したらいいのかなと思ってたんですけど。

○佐々木会長　ありがとうございます。

今、おっしゃっていただいたところは、我々の「意見申出書」からいうと、まだ修正されていないほうの、オリジナルなたたき台の1ページの下の(2)というのがありますね。「なお検討を要する」とされる事項。これは、前年度の、我々が議論して出したことなのですが、そのところで①の給与の適正化に関してのところの黒ポツが3つぐらいありますが、上から2番目のあたりの6%、これと関連するのですね。そこと関連しての御指摘だと思います。

それに対して、2ページのほうで、これに対して市側はどういうふうに具体化したかというようなことが大きな3に書いてあって、下の方から5、6行上がったところに、同じようなことが実現されましたって書いてあるわけです。このあたりのことですか。

○事務局　会長がおっしゃられましたように、昨年5月の報酬審の中で、意見として出ました、地域手当の引き下げの御意見につきまして、この4月から実施したということで、条例になったということでございます。

○佐々木会長　だから、我々が前年度に指摘したときは、そうはなってなかったのですね。

という理解ですね。

ほかに、何かないでしょうか。あったらどうぞ。しばらくお会いできませんけど。

どうぞ、女性代表として。

○G委員　　いつもわからないことがあるのですが、市長さん以下、職員の方も給料が減らされてる、職員の数も減っているんですね。でも、仕事量は一緒なんですね。だから、仕事は多分、外注されていると思うのです。だから、外注しているお金と、職員の給料を減らしているとかいう、その辺のことがよくわからなくて。どうして職員を減らして、給料を減らして、お仕事を外に出すのかということがわからないんです。

○佐々木会長　　前に資料が出たことがあったのではないかと思います、どうぞ何か、事務局からその辺、一般論として説明していただいてもいいですし、何か例を挙げていただいてもいいです。

○B委員　　例えば、市バスを民間に移したり、ということですね。結局は、市の費用はちょっと減っても、そっちに出ていくので、どうなのでしょう、バランスは。

○E委員　　わかりやすく言うと、市の正規職員と非正規職員がいるわけです。任期付職員ですよ。その任期付職員が3分の1ぐらいいるのですよね。それは物件費という費用で処理されて、要は物扱いです、会計上は。企業では、物品費となっているのですが。表に出てくるのは、正規職員の給料しか出てこないんですよ。あとは物扱いだから、物件費。市の財務を見ていたら物件費というのが出てきますから、そういうところに入っていますから。

仕事は一緒で、こっちは正規職員、こっちは任期付職員だから、仕事はこなせているわけです。だけど、今後どうなるかと言うと、恐らくもっと増えていくのですかね。それは市の行政の中ですから、よくわかりませんが。その方針がどうなるか、わかりませんが、ざっくり言ったらそんな感じです。

○事務局　先ほど、正規職員も減らして、給料も減らして、一方で委託を進めているのではないかというお話ですけど。基本的な考え方は、民間にお任せできることは基本民間にお任せし、市の職員でしかできないことを、市の職員でやっていきましょうというスタンスがございます。

先ほど交通部のお話が出ましたので、交通部は民間移譲をし、そこにおりました運転手などを市で採用を一時し、その分は一旦増増えたようには見えますけども、運転手、技能労務職の方の仕事についても、随時委託していております。当然、そのときには、ある一定数は臨時職員で賄わなければいけないようなところも、交通部から来た職員で埋めたりし、一時はちょっと増えたような形にはなっておりますけど、全体、将来的に見ますと委託の流れ、それから職員数を減らす流れは全然変わっておりません。一時のプラスマイナスはあるかも知れませんが、トータル的には市のコストを下げていくという位置づけでございます。

それから、先ほど正規職員で減った分、臨時職員、任期付職員が増えて、物件費で賄っているのではないかということもございますけど、財務会計上、臨時職員については物件費という計上にはなりますけども、市が公表する人件費につきましては、そういう臨時職員、今おっしゃった物件費という位置づけはございますけど、人件費の中に組み入れて、表示はするようにしております。若干、物件費で表示されている場合もございますけど、今、市が公表する人件費については、そういったもの全部をひっくるめて人件費という形で、正規職員2,000名、それから臨時職員、任期付職員を入れて1,000名、合わせて3,000名の人件費という形で公表するようには努めているところでございます。

○佐々木会長　というお答えですけども、よろしいでしょうか。

○C委員　私が単純に思っていたのは、例えば、今まで市の職員として、例えば交通部をとれば、給料を渡して、先ほど課長からお話があったように技能職という特別手当を払っておったわけですね、極端なこと言えば。ところが、例えば、神姫バス、山陽バスでは、運転手としての採用しかないので、給料ベースは技能職の手当はつきませんよね。それと、恐らく、私は同じ給料ではないと思うのです。民間のほうが、気持ち安いかもわからないと。

それと、もう一つは、大きくは退職金の問題。役所であれば、きちっと払われますけども、民間ベースであれば、その辺がどうなのかなと。

それから、車両整備の問題。役所がやると、コスト高だと。民間ベースでやると、もっと安いのではないかと。いや、性能が悪くなるという意味ではないですよ。だから、その辺でトータル的には絶対、民間ベースへ渡すほうが安くあがるというように私は考えているのですけどね、単純に。

○佐々木会長　ほかには、何かないでしょうか。よろしいでしょうか。

○事務局　先ほど会長からもございましたように、「意見申出書」につきましては、今後、会長と打ち合わせをさせていただいて、それで作成させていただいたものを委員のみなさんに、お送りさせていただきます。御確認いただいた上で、こちらから、市長に最終的には提出させていただく運びにさせていただきたいと思います。その印鑑をつきました正式な「意見申出書」の写しを、改めて、委員のみなさんへ最終版ということでお送りさせていただきたいと思います。これも郵送でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、このたびの審議会の会議録につきましては、また事務局で作成させていただきますので、後日、これにつきましても郵送させていただきます。また御訂正等々ありましたら、御連絡いただきますようによろしくお願ひいたします。

それでは、最後になります。事務局を代表いたしまして、中島総務部長からお礼の挨拶をさせていただきたいと思います。

○中島総務部長　委員のみなさま、5月から3回にわたりまして、御熱心に御審議を賜り、まことにありがとうございます。御理解をいただきまして、このたび「意見申出書」ということで御理解をいただいたところでございます。ありがとうございます。この申出書に沿いまして必要な対策、対応を遅滞なくやってまいりたいと、このように思っております。

会長につきましても、審議の取りまとめ、あるいは会の運営等に特段の御配慮をいただきまして、ありがとうございました。高い席からではございますけれども、お礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○佐々木会長　どうもありがとうございました。

それでは、本審議会につきましては閉会させていただきます。

ありがとうございました。

閉会　午後3時01分